

SAICM関連の国内外の動向と今後の予定について

平成 24 年 2 月 16 日
環境省環境安全課

I. SAICM 関連の動向

1. SAICM の概要（詳細は 11 ページ別添 1 参照）

- SAICM（国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ：Strategic Approach on Chemicals Management）は、2020 年までに化学物質が健康や環境への著しい影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。
- 2002 年のヨハネスブルグサミット（WSSD）で定められた実施計画を受けて、2006 年の第 1 回国際化学物質管理会議（ICCM1）で採択。国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言、包括的方針戦略（OPS）、世界行動計画（GPA）の三つの文書から構成。SAICM 実施のため、2009 年、2012 年、2015 年及び 2020 年に ICCM を開催。本年開催される ICCM3 の準備のため「ICCM に関する公開作業部会（OEWG）第 1 回会合」が昨年 11 月に開催された（会議結果は 17 ページ別添 2 参照）。

2. SAICM 国内実施計画について

- SAICM 包括的方針戦略（OPS）では、各国における SAICM 実施のための手法として、SAICM 国内実施計画の策定について以下のとおり規定している。

第 22 パラグラフ：「SAICM の実施は、適切な場合には、SAICM 国内実施計画を策定するための必要な能力を構築する育成的段階から始めることができるであろう。SAICM 国内実施計画は、関連した関係者の参加により、適切な場合には、既存の法令、ナショナルプロフィール、行動計画、関係者のイニシアティブと格差、優先順位、必要性と状況を考慮し策定することができる。」

- SAICM 国内実施計画の策定は、SAICM に沿った化学物質管理施策に係る関係省庁の連携に資するとともに、我が国の取組状況を国内外の関係者に示し、関係者の取組を確実に実施する上で必要である。
- このため、第 1 回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成 18 年 4 月 17 日）において、SAICM 国内実施計画の策定を決定し、その旨を公表済みである。
- また、第 8 回 SAICM 関係省庁連絡会議（平成 23 年 6 月 6 日）において、現在進行中の環境基本計画の見直し作業と連動させつつ所要の作業に着手し、ICCM3 に向けて SAICM 国内実施計画を策定することが了承済みである。

3. 環境基本計画の見直しについて

- 第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月 7 日閣議決定）は、「化学物質の環境リスクの低減」を重点分野のひとつに位置付け、SAICM に沿って国際的な観点に立った化学物質管理に取り組むべきことを規定している。

- ・平成 23 年 3 月、環境大臣から環境基本計画の見直しについて諮問を受けて、中央環境審議会総合政策部会で審議が開始。今後、パブリックコメント等を経て、第四次環境基本計画が閣議決定される見込み。第四次環境基本計画では、第三次環境基本計画と同様、化学物質対策が重点分野のひとつとして位置付けられる見込み。化学物質対策についての現時点での案は、19 ページ別添 3 参照。
- ・なお、第四次環境基本計画と SAICM 国内実施計画の関係については、昨年 6 月の第 8 回 SAICM 関係省庁連絡会議で以下の整理とすることで合意済み。
 - 環境基本計画は「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」を定めることと規定されている（環境基本法第 15 条第 2 項）
 - SAICM 国内実施計画は、環境基本計画を踏まえつつ、我が国の SAICM 実施に係る具体的な施策を記述するもの。

4. POPs 条約国内実施計画の点検・改定について

- ・残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約（以下「POPs 条約」という。）に基づく国内実施計画（平成 17 年 6 月、地球環境保全に関する関係閣僚会議）については、一昨年の 8 月に条約の対象物質が追加されたことから、条約の規定により 2 年以内（本年 8 月まで）に国内実施計画を改定し、条約事務局に通報する必要がある。
- ・他方、SAICM 包括方針戦略（OPS）の第 22 パラグラフは、「SAICM 国内実施計画は、…、適切な場合には、既存の…行動計画…を考慮し策定することができる。」と規定されている。
- ・このため、昨年 6 月の第 8 回 SAICM 関係省庁連絡会議は、「SAICM 国内実施計画に、POPs に係る施策については POPs 条約国内実施計画において規定する旨を明記するとともに、SAICM 国内実施計画の策定作業と並行して POPs 条約国内実施計画の点検・改定作業を進め」ることについて合意済みであり、POPs 国内実施計画の点検・改定については、POPs 条約関係省庁連絡会議の枠組みで別途作業中。
- ・また、ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく「ダイオキシン排出削減計画」の枠組みにより、別途作業中。

SAICM 国内実施計画の策定に当たっての考え方（案）

1. 策定主体について

- ・SAICM 関係省庁連絡会議で策定に合意済みであることから、策定の主体は関係省庁連絡会議とし、盛り込む行動も原則として政府を行動主体とする実施計画としてはどうか。（参考）カナダ：政府主体、韓国：政府主体（一部産業界主体の文章あり）
- ・産業界や市民セクターの取組については、要すれば、「（各主体に）期待される役割」として記述すればどうか。（現在策定中の第四次環境基本計画と同様の整理。26～27 ページ参照。）

2. 計画の構成等について

- ・SAICM の世界行動計画の 36 領域・273 項目（8～9 ページ参照）のうち我が国にとって 重要と考えられる項目について絞り込みを行い、絞り込まれた項目を大括り化して今後の取組を記載することとしてはどうか。ただし、絞り込みの結果、SAICM 国内実施計

画に含まれないこととする事項については、その理由について整理しておくことが必要ではないか（例：領域 11「ガソリン中の鉛」については、無鉛化を実施済み）

- ・ SAICM 国内実施計画は、環境基本計画を踏まえつつ、我が国の SAICM 実施に係る具体的な施策を盛り込んだものとしてはどうか。具体的には、現在、中央環境審議会総合政策部会で御議論いただいている環境基本計画の重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」（19 ページ・別添 3 参照）を踏まえつつ、具体的に盛り込むべき施策を検討してはどうか。

（参考）環境基本法第 15 条第 2 項において環境基本計画は「環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱」を定めることと規定されている。

- ・ SAICM 世界行動計画に含まれるが第四次環境基本計画には含まれない分野についての SAICM 国内実施計画での扱いは、要検討。ただし、SAICM 国内実施計画に含めない場合は、その理由について、整理しておくことが必要ではないか。
- ・ 世界行動計画の 273 項目について、我が国の取組状況及び今後取り組む活動（産業界、NGO の活動を含む。）を記載した網羅的な表を作成し、検討の参考としてはどうか。
- ・ 中長期的に取り組む事項については、「今後検討すべき課題」（本資料 7 ページ）として、事項名や、可能な場合にはその概略を国内実施計画の記述に盛り込むこととしてはどうか。
- ・ 現時点の叩き台は 4～7 ページの通り。

3. その他

- ・ 昨年 6 月の第 8 回 SAICM 関係省庁連絡会議において、ステークホルダーからの意見聴取の場として、本年度より設置予定の「化学物質と環境に関する政策対話」（資料 1-2 参照）を適宜活用するとともに、パブリック・コメント手続きも適宜行うことで合意済み。

4. 各府省にお願いしたい事項

- ・ 4～7 ページの SAICM 国内実施計画の構成案及び盛り込むべき事項案について、御意見を 2 月 23 日（木）までにお願いしたい。
- ・ 御意見を踏まえ、構成案及び盛り込むべき事項案を修正の上、それに対する個別の記述のメモ出しを 3 月に依頼する予定。

ゴシック：構成案（叩き台）

明朝：盛り込むべき事項（叩き台）

第1章 はじめに

1. 国内実施計画策定の経緯

- ・ 国際的な経緯（WSSD2020年目標、SAICMの策定経緯等）
- ・ 我が国におけるSAICMに関する取組状況の概観（第三次環境基本計画でのSAICM関連記述、化審法改正、化管法PRTR制度見直しなど）
- ・ 具体的な策定作業の経緯

2. 計画策定までの手続き

- ・ 関係主体が参加した「化学物質と環境に関する政策対話」における議論やパブリックコメントを踏まえる等、ステークホルダーの参加を重視
- ・ 第四次環境基本計画及びPOPs条約国内実施計画（現在改定作業中）との関係

第2章 我が国の状況

1. 化学物質管理のための法令及び法規制以外の仕組み

2. 化学物質の管理に係る取組状況と課題

(1) リスクの評価

▶ 関係省庁で実施するリスク評価：

工業化学物質 JAPANチャレンジプログラム（官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム）による取組から改正化審法に基づくリスク評価への移行（工業化学物質）等について、現状を整理。

農薬 農薬の審査・環境リスク評価の実施、水産動植物への被害防止や水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方法の改善等及びこれら基準の設定について、現状を整理。

労働安全衛生法に基づく取組

▶ 前提としてのばく露情報の収集：化学物質環境実態調査、大気・水質・土壌のモニタリング・実測調査、濃度予測モデルの高度化、PRTRによる排出データのばく露評価への活用について、現状を整理。

▶ 手法の高度化：内分泌かく乱作用に係る取組（EXTEND2010、OECDの取組への参加、等）、定量的構造活性相関（QSAR）（・トキシコゲノミクス【P】）等の新たな手法、農薬の環境リスク評価手法の開発等について、現状を整理。

▶ 今後の課題：

WSSD2020年目標の達成に向けて、ばく露情報の収集・活用、手法の高度化等によるリスク評価のより一層の加速化、化学物質及び化学物質を使用した製

品のライフサイクルにわたる環境リスクの最小化に向けて評価手法の更なる高度化が必要。

(2) リスクの管理

- 製造・使用段階：化審法、農薬取締法、労働安全衛生法等の施行状況
- 排出段階：PRTR制度、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法等の施行状況。事業者による自主的な取組の状況（レスポンシブル・ケア、有害大気汚染物質に係る自主的取組等）
- 廃棄段階：廃棄物処理法、PCB廃棄物特別措置法、循環型社会形成推進基本計画による有害物質に係る取組の状況
- 非意図的生成物の管理：ダイオキシン類対策特別措置法の施行状況
- 汚染地の管理：土壌汚染対策法による有害化学物質に係る取組の状況
- 地方公共団体における取組：法の着実な施行、地域の状況に応じた条例の制定・施行、地域を対象とした普及啓発及びリスクコミュニケーションの推進に係る取組の状況
- 今後の課題：WSSD2020年目標の達成に向けて、各種の取組を一層効率的、効果的に運用。法の円滑な施行及び事業者による自主的な取組を一層推進。関係法令・制度間の連携を強化。

(3) 安全・安心の一層の確保

- リスクコミュニケーションの推進状況（国による取組（化学物質と環境円卓会議、化学物質アドバイザー、GHS、MSDS等）、地方公共団体による取組（普及啓発、地域に応じた取組））、社会における認識の状況（内閣府世論調査、2010年6月）
- 未解明の問題への対応：内分泌かく乱物質に係る取組、ナノ材料に係る取組、子ども健康と環境に関する調査（エコチル調査）などの各種の取組の状況。
- 今後の課題：国民の不安に対処するため、環境リスクに関する情報提供、リスクコミュニケーション等の一層の推進。

(4) 国際的な課題への対応

- WSSD2020年目標に向けた各種の取組。SAICMへの対応と国内実施の状況。POPs条約の履行状況。水銀条約交渉への参加。GHSへの対応状況。OECD等における取組への参加状況。
- 国際協力の展開：東アジアPOPsモニタリング、域内各国との対話・協力、ODA等
- 今後の課題：SAICMに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理への一層の取組、アジア諸国との協力の推進による各国の能力向上の促進

第3章 具体的な施策の展開 国内実施計画の戦略

1. 基本的考え方

目標

（第四次環境基本計画の重点分野「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」の「中長期的な目標」と同一）

WSSD2020 年目標の達成

「包括的な化学物質対策」の確立と推進

影響を受ける側の視点に立った対策、ライフサイクル全体を考慮した対策や、未解明の問題等への対応を含め、様々な手法を組み合わせた包括的な化学物質対策の確立、推進。

様々な主体によるリスク低減のための行動

国際協力・国際協調の一層の推進

関係主体の連携

国内実施計画の実施主体である 国と、化学物質対策に関連する 地方公共団体、国民、 NGO/NPO 及び 事業者間の連携の必要性。連携強化のための取組。

2. 具体的な取組事項

科学的なリスク評価の推進

- 改正化審法によるリスク評価。そのための手法の高度化。
- 農薬取締法による農薬の評価。そのための手法の高度化。
- 労働安全衛生法によるリスク評価。そのための手法の高度化。
- 改正化審法・農薬取締法ではカバーできない化学物質の評価。生成機構等が未解明な化学物質の評価。そのための手法の高度化。
- 有害大気汚染物質の環境目標値設定及びそのための手法の高度化。水質の環境基準及び指針値の見直し。

ライフサイクル全体のリスクの削減

- 化審法、農薬取締法による製造・輸入・使用規制
- 労働安全衛生法による規制
- PRTR 法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法（公共用水域及び地下水）、廃棄物処理法に基づく対策
- PCB 特措法、土壤汚染対策法等に基づく有害化学物質の処理や汚染土壌対策等
- 循環型社会形成基本計画を踏まえた製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進、有機フッ素化合物、臭素系難燃剤等含有製品の適正な取扱や適正な廃棄物処理に向けた代替及び選別手法や必要な措置の検討
- 大気汚染防止法、水質汚濁防止法等に基づく事故時の措置（労働安全衛生法も含む）
- 事業者による有害化学物質の使用・排出の促進（いわゆるグリーンケミストリー、クリーナープロダクション、代替技術・代替品の開発・導入等を含む）

未解明の問題への対応

- 子どもの健康と環境に関する調査（エコチル調査）
- 内分泌かく乱物質等の人の健康及び生態系への影響に係る取組（OECDの取組への参加、EXTEND2010による取組等）
- 化学物質の複合影響に係る取組、化学物質が生態系に与える影響に係る取組（機構解明、評価手法の高度化等）
- ナノ材料に係る取組（OECDの取組への参加、関係府省による取組等）

安全・安心の一層の増進

- 化学物質環境実態調査、有害大気汚染物質等のモニタリング・環境調査
- PRTR データのばく露評価等への活用
- リスクコミュニケーションの一層の推進（情報提供、人材育成）、表示・データベース等による情報提供・情報共有
- 労働安全衛生

国際協力・国際協調の推進

- SAICMへの対応。SAICM国内実施計画の策定・実施による、各省が連携した取組の推進。
- POPs条約、ロッテルダム条約、バーゼル条約の遵守
- 水銀条約国際交渉への貢献、国内担保措置の検討・実施
- OECDの取組への参加
- 子どもの健康と環境に係る国際連携の推進
- アジア地域の各国との対話・協力の一層の推進

今後検討すべき課題

「ナノ材料及びナノ物質」、「化学物質の複合影響」等、第四次環境基本計画に盛り込まれているものについては、記述を充実。

「製品中化学物質」、「e-waste」等、ICCMでSAICMの新規の課題として取り上げられているもの等についても、可能な範囲で記述を検討か。

第4章 国内実施計画の実施状況の点検と改定

- 必要に応じて、関係省庁連絡会議において実施状況を点検し、結果を公表。
- SAICMの見直しや、国内の関連する計画の改定、その他環境の状況や社会経済の変化等に対応し、必要に応じて、関係省庁連絡会議において改定。

付属資料

1. POPs条約国内実施計画 改訂版
2. SAICM 国内実施計画の策定主体一覧

(参考)世界行動計画表 A と第四次環境基本計画案の重点的取組事項の関係

作業領域 (36 領域)		活動 (273 項目)	第四次環境基本計画案の重点的取組事項
1	格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価	1, 165, 207	
2	人の健康保護	2, 3, 4, 5, 6	、
3	子供たちと化学物質安全	7, 8, 9, 10, 150, 151, 152, 153, 245, 246	、
4	労働安全衛生	11, 12, 13, 14, 15, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 138, 139, 140, 141, 142, 143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 255	
5	化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)の実施	22, 99, 100, 101, 168, 248, 249, 250	
6	高度に有害な駆除剤 - リスク管理と削減	23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 114, 115, 116, 117	、
7	駆除剤のプログラム	31	
8	駆除剤の健康と環境へのリスクの削減	32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42	、 、、
9	クリーナープロダクション(よりクリーンな製造)	43, 44, 45, 46, 118, 238, 239, 240, 241, 242	、
10	汚染された土地の浄化	47, 48, 243	
11	ガソリン中の鉛	49, 156, 244	
12	適正な農業の実施	50, 51, 52, 53, 158, 159, 160	、
13	残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質(vPvB)、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質(POPs)	54, 55, 56	、、、、
14	水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質; 高生産量または高使用量の化学物質; 広範囲に開放系使用している化学物質; その他の国レベルでの懸念のある化学物質	57, 58, 59, 60, 157	、、、、
15	リスク評価、管理とコミュニケーション	61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 127, 128, 129, 130, 131, 132, 133, 134, 135, 136, 137, 247	、、、、
16	廃棄物管理(と最小化)	68, 69, 70, 71, 72, 73, 161, 162, 258, 259, 260, 261, 262, 272, 273	
17	化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的および対応措置の制定	74, 75, 76, 77, 78, 79, 237	、
18	研究、モニタリングとデータ	80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87	、、
19	有害性データの生成と入手可能性	88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97	、
20	産業界の参加と責務の強化	98, 189, 190, 191, 192	
21	情報管理と周知	102, 103, 104, 105,	、

		106,107,108,109, 110,111,112,113,256	
22	ライフサイクル	119,120,121,122, 123	
23	環境汚染物質排出移動登録 (PRTR) - 国家的、国際的登録制度の創設	124,125,126, 177,178,179,180	、
24	教育と訓練(市民の自覚)	154,155	
25	関係者の参加	163,164	
26	柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施	166,167	
27	国際的協定	169,170,171,172, 173,174,175,176	
28	社会経済的考慮	181,182,183,184,185, 186,187,188, 257	
29	法律・政策・体制面	193,194,195,196, 197,198	総論として基本 計画でカバー
30	法的責任と補償	199	(措置済み)
31	進捗状況の確認	200 ,201	?
32	保護区域	202,203, 253,254	?
33	有毒で危険な製品の不法な取引の防止	204,263,264,265,266, 267,268,269,270,271	
34	貿易と環境	205 , 251,252	
35	市民社会と公共利益のための非政府組織 (NGO) の参加	206	(政策対話も)
36	国家行動を支援する能力向上	208,209,210,211, 212,213,214,215, 216,217,218,219, 220,221,222,223, 224,225,226,227, 228,229,230,231, 232,233,234,235, 236	、

備考

- ・第四次環境基本計画の重点的取組事項は、27～30ページの(3)～に対応。
- ・網掛け：国内で実施済み等により、国内実施計画への記述が明らかに不要と考えられる事項。
- ・取消線(—)：実施主体が国際機関等とされているため、国内実施計画への記述が明らかに不要と考えられる事項。

. SAICM 関連の今後の予定(素案)

- ・ 2月16日 第9回 SAICM 関係省庁連絡会議
SAICM 国内実施計画構成案
- ・ 3月下旬 第1回化学物質と環境に関する政策対話
- ・ 5月 SAICM 関係省庁連絡会議又は幹事会(補佐級)
SAICM 国内実施計画案
- ・ 6月 SAICM 国内実施計画案パブコメ(約1ヵ月)
第2回化学物質と環境に関する政策対話(6月下旬または7月中旬)
- ・ 7月 SAICM 関係省庁連絡会議
SAICM 国内実施計画とりまとめ見込み
- ・ 9/17-21 第3回国際化学物質管理会議(ICCM3)(ケニア・ナイロビ)
SAICM 国内実施計画策定の報告

SAICMの概要

1. 概要

第1回国際化学物質管理会議 (ICCM、2006年2月4～6日、ドバイで開催) で採択された「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(Strategic Approach to International Chemicals Management, SAICM)。

SAICMは、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたもの。

2. SAICM策定に至る経緯

SAICM策定に至る経緯は以下のとおり。

- 2002年2月、UNEP管理理事会において、SAICMの必要性について決議。
- 2002年9月、ヨハネスブルグサミット(WSSD)で定められた実施計画において、2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康と環境への悪影響の最小化を目指し、SAICMを2005年末までに取りまとめることとされた。
- 2006年2月、第1回国際化学物質管理会議(ICCM1)がドバイで開催され、SAICMを採択。

3. SAICMの概要

SAICMは、「国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言」、「包括的方針戦略」と、これらに関するガイダンス文書「世界行動計画」の三つの文書よりなる。文書の仮訳(環境省作成)は、環境省ホームページ(<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>)に掲載。

(1) 国際的な化学物質管理に関するドバイ宣言

以下の事項を含む30項目からなる宣言。

- ・ 地球規模の化学物質の生産・使用、特に途上国における化学物質管理の負荷の増大により、社会の化学物質管理の方法に根本的な改革が必要
- ・ ヨハネスブルグ実施計画の2020年目標を確認
- ・ 子供、胎児、脆弱な集団を保護
- ・ 化学物質のライフサイクル全般にわたる情報及び知識を、公衆に利用可能とする
- ・ 国の政策、計画、国連機関の作業プログラムの中に、SAICMを統合
- ・ 化学物質及び有害廃棄物の適正管理を達成するため、すべての関係者の対応能力を強化
- ・ ボランタリーベースで、公的及び民間の財源から、国家的又は国際的な資金を活用、南北格差の是正のため技術支援、財政支援を実施

(2) 包括的方針戦略 (Overarching Policy Strategy : OPS)

SAICM の対象範囲、必要性、目的、財政的事項、原則とアプローチ、実施と進捗の評価について定めた文書。

対象範囲

- ・ 農業用化学物質と工業用化学物質の、化学物質安全の環境、経済、社会、健康及び労働面を含む。
- ・ 化学物質又は製品の安全性の健康・環境に関する側面が国内の食品又は薬剤の当局又は取決めによって規制されている範囲では、その化学物質・製品に適用されない。

目的

- ・ リスク削減：2020 年までに、不当な又は制御不可能なリスクをもたらす物質の製造・使用を中止、排出を最小化。その際に優先的に検討されうる物質群は、残留性蓄積性有害物質 (PBT)、発がん性・変異原性物質、生殖・内分泌・免疫・神経系に悪影響を及ぼす物質等。また、化学物質が人の健康と環境に及ぼす有意な悪影響を最小化する方法で生産・使用されることを目指しつつ、環境と開発に関するリオ宣言の第 15 原則に記されている予防的取組方法 (precautionary approach) を適切に適用
- ・ 知識と情報：化学物質のライフサイクルを通じた管理を可能とする知識と情報が、すべての利害関係者たちにとって入手可能となること
- ・ ガバナンス：化学物質管理のための包括的、効果的、透明な適切な国際的・国内的なメカニズムの確立
- ・ 能力向上及び技術協力：先進国・途上国間の広がりつつある格差の是正
- ・ 不法な国際移動の防止

財政的考慮

- ・ 先進国の任意拠出による「 SAICM キックスタートプログラム」を開始。
- ・ 既存の二国間・多国間の開発援助プログラムを活用。
- ・ 経済的手法、外部コストの内部化について検討

原則とアプローチ

- ・ リオ宣言等に記された原則とアプローチを再確認

実施と進捗の評価

- ・ 2020 年までに国際化学物質管理会議を 4 回開催
- ・ SAICM 事務局を UNEP に設立 (WHO 等も協力)
- ・ 必要に応じ、地域会合を開催

(3) 世界行動計画 (Global Plan of Action : GPA)

SAICM の目的を達成するために関係者がとりうる行動についてのガイダンス文書として、273 の行動項目をリストアップ。実施主体、スケジュールなどが示唆されている。

目的

- ・ リスク削減
- ・ 知識と情報の強化
- ・ ガバナンスの強化
- ・ 能力向上と技術協力

・ 不法な取引への対処

作業領域

1. 格差を特定し、行動に優先順位付けをするための、国家の化学物質管理の評価
2. 人の健康保護
3. 子供たちと化学物質安全
4. 労働安全衛生
5. 化学物質の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）の実施
6. 高度に有害な駆除剤 - リスク管理と削減
7. 駆除剤のプログラム
8. 駆除剤の健康と環境へのリスクの削減
9. クリーナープロダクション（よりクリーンな製造）
10. 汚染された土地の浄化
11. ガソリン中の鉛
12. 適正な農業の実施
13. 残留性蓄積性毒性物質(PBT)、高残留性・高蓄積性物質（vPvB）、発がん性、変異原性の化学物質と、とりわけ生殖、内分泌、免疫、神経系に悪影響のある化学物質、残留性有機汚染物質（POPs）
14. 水銀や世界的懸念のあるその他の化学物質；高生産量または高使用量の化学物質；広範に開放系使用している化学物質；その他の国レベルでの懸念のある化学物質
15. リスク評価、管理とコミュニケーション
16. 廃棄物管理(と最小化)
17. 化学物質による緊急事態における、環境と健康への影響を緩和するための防止的および対応措置の制定
18. 研究、モニタリングとデータ
19. 有害性データの生成と入手可能性
20. 産業界の参加と責務の強化
21. 情報管理と周知
22. ライフサイクル
23. 環境汚染物質排出移動登録（PRTR） - 国家的、国際的登録制度の創設
24. 教育と訓練（市民の自覚）
25. 関係者の参加
26. 柔軟な方法による国レベルの化学物質適正管理のための統合された国家プログラムの実施
27. 国際的協定
28. 社会経済的考慮
29. 法律・政策・体制面
30. 法的責任と補償
31. 進捗状況の確認
32. 保護区域
33. 有毒で危険な製品の不法な取引の防止
34. 貿易と環境

- 35. 市民社会と公共利益のための非政府組織（NGO）の参加
- 36. 国家行動を支援する能力向上

4. SAICMの実施

(1) SAICM事務局の設立及びフォーカルポイントの指定

包括的方針戦略に沿って、UNEPにSAICM事務局が設立され、SAICM実施に関する活動の調整を行うほか、一般向けのニュースレターを発行している。

各国からナショナルフォーカルポイントが指名されるとともに、ICCMに参加した非政府機関もフォーカルポイントを指名している。我が国のナショナルフォーカルポイントは環境省環境安全課長。

国連5地域から地域フォーカルポイントを選出しており、アジア太平洋地域はインドとなっている。我が国（環境省環境保健部環境安全課長）はICCMのアジア太平洋地域代表のビューローを務めている。

(2) 関係国際機関におけるSAICMの扱い

SAICMは、関係国際機関の会合に提出され、各国際機関におけるSAICMの扱いについて議論されてきている。これまでの議論の状況は以下のとおり。

- 2006年2月 国連環境計画（UNEP）特別管理理事会でSAICMを承認
- 2006年4月 国連訓練・調査研究所（UNITAR）理事会でSAICMを承認
- 2006年5月 世界保健会議（WHOの意思決定会合）で、SAICMに留意し、加盟国に対しその実施を呼びかけ
- 2006年11月 世界労働機関（ILO）総会でSAICMを承認
- 2006年11月 経済協力開発機構（OECD）化学品合同会合で支持

(3) ICCM等の開催

SAICMの実施のため、OPSにおいて2020年までにICCMを4回開催することとされている。また、ICCMでの決議等により、地域会合、公開作業部会（OEWG）が開催されることとなっている。

これまでの会合開催経緯及び今後の予定は以下のとおり。

- 2009年5月 第2回ICCM（ジュネーブ）
- 2011年6月 アジア太平洋地域会合
- 2011年11月 第1回OEWG会合
- 2012年9月 第3回ICCM
- 2015年 第4回ICCM
- 2020年 第5回ICCM

(4) 我が国のSAICM実施状況

第三次環境基本計画へのSAICMの位置づけ

第三次環境基本計画（平成18年4月7日閣議決定）においては、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組として、「平成18年に合意された国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）に沿って、国際的な観点に立った化学物質管

理に取り組みます。先進国としての責任を踏まえながら、国際協調に基づく環境リスクの評価、化学物質の適正な管理や地球規模での環境リスクの低減対策に貢献します。化学物質管理のための国際的な枠組・国際標準の構築に向け、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、開発途上国への技術支援を進めます。」とするとともに、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ（SAICM）の考え方に照らし、2020年までに著しい環境リスクを最小化することを目標として、国際機関との連携を図りつつ、適切な国内措置を講じます。」としている。

SAICM に沿った取組の推進

化審法の改正(平成21年5月)、化管法政省令の改正(平成20年11月政令改正、平成22年4月省令改正)、子どもの健康と環境に関する全国調査(エコチル調査)等の取組の推進・強化を行っている。(第三次環境基本計画の進捗状況の第4回点検結果(平成22年10月8日閣議報告))

SAICM 関係省庁連絡会議

SAICM に沿った国の化学物質管理施策の推進に際し、関係省庁間の連絡調整の円滑化を図ることを目的として、SAICM 関係省庁連絡会議を設置。平成18年4月に第1回会議を開催。これまで8回開催され、SAICM 関連の国内外の動向、国内実施計画の策定等について情報共有・意見交換を行っている。

SAICM の理解促進

環境省では、SAICM に関する国際動向等の情報を一般に広く提供するとともに、関係者間の情報交換・意見交換を行うため、平成18年度から毎年度、フォーラムやセミナーを公開で開催している(これまで5回開催)。直近の平成23年10月に開催したセミナーでは、SAICM に関する国内外の動向、特にSAICM の実施におけるステークホルダーの参加について、UNEP のSAICM 事務局、UNITAR、カナダ環境省等による講演及びパネルディスカッションを行った。

「国際化学物質管理会議(ICCM)に関する公開作業部会(OEWG)第1回会合」の結果について(環境省報道発表資料(平成23年11月21日・経済産業省同時発表))

1. 背景

2006年2月で開催された第1回国際化学物質管理会議(ICCM)において、「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」(Strategic Approach to International Chemicals Management; SAICM)が策定されました。

SAICMは、2002年のヨハネスブルグサミット(WSSD)で採択された「2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにする」ことを目標として、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的アプローチ、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進等の分野での戦略と行動計画を定めたものです。

SAICMについては、ICCMを開催して定期的にその進捗状況をレビューすることとされていますが、2009年5月で開催された第2回ICCMにおいて、第3回ICCM(2012年に開催予定)までの間に公開作業部会(OEWG)においてSAICMのフォローアップを行うこととされたことを受け、第3回ICCMの準備のために今般の会合が開催されることになったものです。

2. 会合の概要

- ・開催期間:平成23年11月15日(火)~11月18日(金)
(14日(月)にSAICMの実施に係るテクニカルブリーフィング等が開催)
 - ・開催場所:ベオグラード(セルビア)
 - ・出席者:各国政府代表、関係国際機関、産業界、非政府機関等(約100カ国、約250名(暫定集計値))
我が国からは、早水輝好 環境省環境安全課長(ICCMのアジア太平洋地域代表ビューロー)等が出席
- 会議文書:議題、会議文書等は以下のウェブサイトから入手可能です。
<http://www.saicm.org/index.php?content=meeting&mid=124&def=4&menuid=>

3. 会合の主な結果

(1) 第2回ICCMで採択された「新規の課題」等

第2回ICCMで採択され、国際的に議論が進められている「新規の課題」(ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料、電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質製品中化学物質、製品中化学物質及び塗料中鉛)及びペルフルオロ化合物(PFC)の管理と安全な代替物質への移行について、今後の活動に関する決議案が検討されました。決議案については、第3回ICCMに提出され、さらに検討の上、採否が決定されます。

各分野の提案内容は以下のとおりです。

ナノテクノロジー及び工業用ナノ材料:関連する活動をSAICM文書の一つである「世界行動計画」に盛り込むことが第3回ICCMに勧告され、具体的な活動内容案については今後とりまとめられることになりました。また、情報交換の促進や技術ガイダンスの作成等の取組を進めることについても提案されることになりました。

電気電子製品のライフサイクルにおける有害物質:関連する活動をSAICM文書の一つである「世界行動計画」に盛り込むことが第3回ICCMに勧告され、具体的な活動内容案については今後とりまとめられることになりました。

製品中化学物質:製品のライフサイクルを通して製品中の化学物質の情報共有等を進めるための国際的なプログラムを立ち上げる等が提案されることになりました。

塗料中鉛：国際的な連携組織(Global Alliance)を通じて塗料中の鉛の廃絶を目指した取組を進めること等が提案されることになりました。

ペルフルオロ化合物(PFC)の管理と安全な代替物質への移行：情報収集・交換を促進するため、OECD 及び UNEP が中心となって、各地域代表国、NGO、国際機関等が幅広く参加する「国際 PFC グループ」を設置すること等が提案されることになりました。

(2) 第 2 回 ICCM で採択された「新規の課題」への追加提案

「新規の課題」に追加して取り組むべき課題として提案されていた 内分泌かく乱物質及び環境残留性の高い医薬品汚染物質のうち、 内分泌かく乱物質については、第 3 回 ICCM で検討されることになりました。

(3) 実施のための資金及び技術

途上国における SAICM 実施を支援するための「クイックスタートプログラム(QSP)」については、第 3 回 ICCM までで拠出を終了し、2013 年末まで資金の支援を行う予定でしたが、これらを延長し、2013 年末までに資金の支援が決定されたプロジェクトについてプロジェクト終了時まで継続して支援を行うことになりました。

また、長期的な資金支援のオプションについて、少人数会合で議論が行われました。

(4) 第 3 回 ICCM

2012 年 9 月 17 日～21 日にケニア・ナイロビで開催されることが決定されました。

(5) その他

SAICM の保健分野における戦略案、2012 年 6 月に開催予定の国連持続可能な開発会議(Rio+20)における SAICM の位置づけ等について議論が行われました。

中央環境審議会総合政策部会(第66回)(平成24年1月25日)

資料1「第四次環境基本計画(素案)」一部抜粋

(第2章第1節6「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」)

第2章第1節6 包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組

1. 取組状況と課題

(1) 総論

現代社会では、多種多様な化学物質が我々の生活に利便をもたらしているが、その中には人の健康や環境への影響が懸念されるものもある。化学物質は、その製造・輸入・加工、化学物質又は化学物質を使用した製品の使用、リサイクル、廃棄に至るライフサイクルの各過程で環境に排出される可能性があり、また、ものの燃焼などにより非意図的に生成されるものもある。さらに、化学物質の環境中の存在状況や、有害性等の性状も一様ではない。このため、化学物質に固有の有害性の程度と人や生物へのばく露のレベルを考慮し、環境を通じて人や生態系に悪影響を及ぼす可能性(環境リスク)を科学的に評価し、その結果に基づきリスクをできる限り低減し、また、その過程において関係者が正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることを基本として化学物質対策を進める必要がある。

さらに、このような化学物質の環境リスクをトータルで削減していくには、そのライフサイクルの各段階において、様々な対策手法を組み合わせた包括的なアプローチを戦略的に推進することが重要である。

化学物質の「環境リスク」の概念を打ち出したのは第一次環境基本計画(平成6年)であり、第二次環境基本計画(平成12年)では、規制に加え自主的取組等の多様な対策手法を用いて環境リスクを低減するとの方向性が、第三次環境基本計画(平成18年)では、科学的な環境リスク評価の推進、化学物質のライフサイクルにわたる環境リスクの最小化、関係者による環境リスクに係る理解の共有と信頼関係の強化、国際的な観点に立った化学物質管理の推進等の方向性が打ち出された。

国際的には、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)

実施計画において、「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」とのいわゆるWSSD2020年目標が合意されている。この目標の達成に向けた国際戦略として、2006年の第1回国際化学物質管理会議（ICCM）では「国際的な化学物質管理に関する戦略的アプローチ（SAICM）」が採択され、第三次環境基本計画においても、SAICMに沿って化学物質管理に取り組むべきこととされた。

第三次環境基本計画策定以降の主な取組の状況と、今後の課題は以下の通りである。

（２）環境リスクの評価

新たに製造・輸入される一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化学物質審査規制法」という。）に基づき、事業者による届出を国が事前に審査し、必要に応じて規制措置を講じている。同法制定時（昭和48年）に製造・輸入されていた既存化学物質については、国が自ら安全性評価を行い、必要に応じて規制措置を講じるとともに、産業界と国が連携して、経済協力開発機構（OECD）の高生産量化学物質プログラムへの参加や官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラムを実施することにより、安全性評価の加速化を図ってきた。平成21年には化学物質審査規制法を一部改正し、平成23年度から既存化学物質も届出の対象とし、スクリーニング評価により優先評価化学物質を絞り込んだ上で、リスク評価を実施することとしている。

農薬については、農薬取締法に基づき、事業者による登録申請を受けて国が事前に審査し、環境リスク評価を行っており、水産動植物への被害防止や水質汚濁に係る農薬登録保留基準の設定方法の改善等を図りつつ、これら基準の設定を順次進めてきた。

リスク評価の前提となるばく露に係る情報については、化学物質環境実態調査、有害大気汚染物質モニタリング調査、公共用水域及び地下水の水質測定、農薬残留対策総合調査等、各種の調査・モニタリング等を実施す

るとともに、濃度予測モデル等の高度化を進めつつ、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下「化学物質排出把握管理促進法」という。）に基づくPRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）により得られる排出量等のデータのばく露評価への活用を進めてきた。

リスク評価の手法については、OECD等の枠組みで国際連携を図りつつ、化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法、定量的構造活性相関（QSAR）及びトキシコゲノミクス等の新たな手法、農薬の環境影響をよりの確に評価するための新たなリスク評価手法の開発が進められている。

WSSD2020年目標の達成に向けては、今後、ばく露情報の一層の収集・活用、各種のモデル・手法の高度化等を進め、リスク評価をより一層加速化することが必要である。また、化学物質及び化学物質を使用した製品のライフサイクルにわたる環境リスクの最小化に向け、評価手法を更に高度化していくことが必要である。

（3）環境リスクの管理

一般用途（工業用）の化学物質及び農薬の製造・輸入・使用については、それぞれ化学物質審査規制法及び農薬取締法により規制措置を講じてきている。前述の通り、平成21年には化学物質審査規制法が一部改正され、既存化学物質も含めた包括的管理制度が平成23年度より導入された。

化学物質の環境への排出については、PRTR制度により、事業者による自主的管理の改善が促進され、届出対象化学物質の排出量は全体として低減傾向にある。PRTR制度については平成19年に対象物質・対象業種等の見直しを行い、平成23年度から全面施行している。特にリスクが高い物質については、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法による排出規制を講じている。地下水汚染事例が依然として継続的に確認されていることを踏まえ、平成23年には水質汚濁防止法を一部改正し、工場・事業場に起因する地下水汚染を未然に防止するための制度が強化された。

土壌中に残留する化学物質による健康リスクについては、土壌汚染対策法に基づき、特定有害物質を取り扱う施設の廃止時等において調査を実施し、その結果基準を超過した場合には、必要に応じてばく露の防止や汚染

の除去などの措置を講じており、平成21年度には法改正を行い、汚染の把握と処理による汚染の拡散防止策を強化した。

有害な化学物質を含む廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB廃棄物特別措置法」という。）等に基づき、適正処理を推進している。また、循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月）では、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分を推進するため、環境基本法第8条第2項に掲げられた事業者の責務の考え方に基づき、製造者による自主的な取組を促進するとともに、有害物質の適正な回収・再生利用・処分の仕組みを整備することとされた。

ものの燃焼等に伴い非意図的に生成されるダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出規制、汚染土壌に係る措置等の包括的な対策を進めている。

地方公共団体における取組としては、法の着実な施行に加え、地域の状況に応じた条例の制定・施行、中小事業者を含めた地域の事業者や地元住民を対象とした普及啓発及びリスクコミュニケーションの推進などの先進的な取組も見られる。

事業者による自主的な取組としては、化学産業の各企業が、化学物質のライフサイクルの全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、社会との対話・コミュニケーションを行うレスポンシブル・ケア活動を展開しており、近年は特にサプライチェーン全体の包括的管理の推進及びリスク情報の公開と共有（JIPS: Japan Initiative of Product Stewardship）に力を入れている。また、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質については、事業者による自主管理の推進などの成果として、大気への排出量及び大気中の濃度は概ね減少してきている。

これまでの取組により、特にリスクが高い物質については一定の成果をあげてきたが、WSSD2020年目標を達成するためには、各種の取組を一層効率的、効果的に運用していくことが必要である。今後は、関係法令の円滑な施行及び事業者による自主的な取組を一層推進するとともに、関係法令・制度間の連携を強化していくことが必要である。

(4) 安全・安心の一層の確保

国民の安全・安心の確保に向けては、関係者が化学物質の環境リスクに関する情報・知識を共有し、共通の理解と信頼関係を構築することが重要である。このような観点から、前述の通り、地方公共団体における取組や、事業者によるレスポンスブル・ケア活動及びJIPS等により、社会との対話・コミュニケーション及び情報公開・共有等が進められている。また、国は、データベース等を通じた情報提供、分類・表示の推進、リスクコミュニケーションに係る場の提供及び人材育成等、各種の基盤整備を行っている。地方公共団体においても、事業者及び住民への普及啓発及び地域におけるリスクコミュニケーションの推進や、条例等による地方の実情に応じた化学物質管理の取組が行われている。しかしながら、平成22年6月に国が実施した「身近にある化学物質に関する世論調査」では、66.9%が身近にある化学物質の人の健康や動植物に対する安全性について「不安があるものが多い」と回答する等、今後一層の取組が必要な状況にある。

国民の安全・安心の確保のためには、予防的な視点から、未解明の問題に対応していくことも必要である。このため、化学物質の内分泌かく乱作用の評価手法の確立のための取組、ナノ材料に係る各種ガイドラインの策定や評価手法確立のための取組、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）などを進めている。

化学物質に対する国民の不安に対処するため、今後は、未解明の問題への対応状況等に関する情報を含め、化学物質の環境リスクに関する情報をわかりやすく提供しつつ、リスクコミュニケーションを一層推進し、国民の理解を高めていく必要がある。

(5) 国際的な課題への対応

経済のグローバル化が進む中、化学物質は様々な国で製造・使用され、また貿易などで移動するため、その管理手法には国際協力・協調が求められており、SAICMに沿って、各国政府、国際機関、産業界、NGO等が様々な取組を進めている。我が国も前述の化学物質審査規制法やPRTR制度の見直し等を行うとともに、ICCMでアジア太平洋地域代表として副議長を務める等、SAICMの国際的な実施に貢献している。

個別の分野では、残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約等の国際条約に基づき所要の措置が講じられてきている。また、2010年より水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉委員会が開催され、2013年の条約採択を目指した交渉が進められており、我が国は交渉に積極的に参加している。2003年に国連が発出した化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）については、その導入に向けた取組を進めている。このほか、我が国は、OECD等による化学物質の試験方法の開発や情報共有に積極的に参加している。

近年急速な経済成長を遂げているアジアの新興国・途上国では、化学製品の生産量も増加傾向にあるが、化学物質対策のための技術や制度が必ずしも十分に整備されていない。我が国とアジア諸国は経済的にも密接な関係にあり、また、現地での環境汚染や我が国への越境汚染が喫緊の課題となっていることから、化学物質対策の分野においてもアジア諸国との協力は極めて重要である。このため、我が国は、多国間及び二国間の様々な枠組みにより、アジア諸国との対話や、制度構築・人材育成への支援等の協力を重層的に進めている。

今後は、SAICMに沿って、関連の国際条約及びOECD等の枠組みにより、引き続き国際的な観点に立った化学物質管理に積極的に取り組むとともに、我が国の経験・技術を活用してアジア諸国との協力を一層推進することにより、各国の能力向上を促進することが必要である。

2．中長期的な目標

以上の取組状況と課題を踏まえ、化学物質の環境リスクを低減することにより、国民の安全を確保し、国民が安心して生活できる社会を実現するため、中長期的には以下を目標として取組を進める。

「予防的取組方法に留意しつつ、透明性のある科学的根拠に基づくリスク評価手順と科学的根拠に基づくリスク管理手順を用いて、化学物質が、人の健康と環境にもたらす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成することを目指す」とのWSSD2020年目標を達成すること。

国民の健康や環境を守るとの視点に立って、製造から廃棄に至るライフサイクル全体を通じた化学物質の環境リスクの低減、未説明の問題への対応等を含め、ライフサイクルの各段階において様々な対策手法を組み合わせた、「包括的な化学物質対策」の確立と推進を図ること。

消費者、事業者、民間団体、行政等の様々な主体が、化学物質の環境リスクについての理解と相互の信頼を一層深め、自らの役割を自覚しながら、リスク低減のための行動をとること。

化学物質管理に関する国際協調・国際協力を一層推進すること。また、化学物質の安全性の確保のための国際的な取組に多大な貢献を行うこと。

3．施策の基本的方向性

(1) 基本的方向性

上記の目標の達成に向け、以下に示す基本的な方向に沿って対策を進める。その際、化学物質対策に係る府省は、関係法令・制度・施策を更に有機的に連携させながら運用するなど協力と情報共有の一層の強化を図り、また、地方公共団体、事業者、民間団体等とも協力しつつ、情報的手法、自主的取組手法、規制的手法等のベスト・ミックスを図る。

科学的な環境リスク評価を効率的に推進する。また、そのための新たな手法の開発・実用化に努める。

リスク評価の結果に基づくリスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクを削減する。

予防的取組方法の考え方に立って、未説明の問題に的確に対応する。

安全・安心の一層の増進に向けて、様々な主体が環境リスクに係る理解を共有して信頼関係を高めるとともに、自ら環境リスクに関する判断を行い、各々の活動を通じて環境リスクを低減するための基盤を整備する。

SAICMに沿って、関連の国際条約やOECD等の国際的な枠組みの下、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。アジア地域における化学物質のリスク低減と協力体制の構築に向け、我が国の経験・技術を踏まえた国際協力を進める。

(2) 各主体の役割

国が果たすべき役割、その他の主体に期待される役割は以下のとおりである。

国

国は、人材育成や各種の支援策を通じて、国民、NGO/NPO、事業者及び地方公共団体の取組の基盤を整備するとともに、環境リスク低減のための制度の構築・運用に取り組む。国は、リスクコミュニケーションを含め、地域における取組を推進するための支援策や基盤整備を進める。また、SAICMにおいて、政策決定プロセスへの多様な主体の参加と透明性の確保が重要であるとの考え方が示されていること踏まえ、国民、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体の対話の場を設け、対話を推進する。

地方公共団体

地域の状況に応じた法・条例の着実な施行等に加え、中小事業者も含めた事業者による化学物質管理の一層の促進、地域でのリスクコミュニケーションの推進等において重要な役割を果たすことが期待される。

国民

化学物質の環境リスクに関する的確な情報の入手と理解に努め、環境負荷の少ない商品の選択や廃棄物の適正な処理等、自らの生活で使用する化学物質に関する環境負荷を低減し、環境リスクを回避するための行動につなげることが期待される。

NGO/NPO

化学物質の環境リスクに関する客観的でわかりやすい情報提供やアドバイス等、積極的な取組を自ら行うとともに、国民、事業者、行政等の各主体による活動のつなぎ手となることが期待される。

事業者

製造、輸入、販売、使用、廃棄等を行う際に、関係法令を遵守するだけでなく、自主的な化学物質の環境リスクの評価・管理、情報提供、地域住民との対話等に取り組むことが期待される。特に、化学物質や製品を安全に使用するために必要な健康及び環境への影響などに関する情報が、関係者に入手可能となるよう、積極的に取り組むことが期待される。具体的には、法規制を遵守するとともに、行政と連携しつつ、レスポンスブル・ケア活動及びJIPS等の自主的な取組を引き続き推進することが期待される。

(3) 重点的取組事項

国は、以下の事項に重点的に取り組む。

科学的なリスク評価の推進

化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づくリスク評価を推進し、その結果に基づき所要の規制措置を講じる。環境中の実測データが必要となる物質については、環境調査等を実施する。

リスク評価をより効率的に進めるため、新たな手法として、一般用途（工業用）の化学物質については、QSARの活用に向けた具体的な検討を進める。また、製造から廃棄・処理までのライフサイクルの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法、海域におけるリスク評価手法、トキシコゲノミクス等の新たな手法の検討を行う。農薬については、水産動植物以外の生物や個体群、生態系全体を対象とした新たなリスク評価が可能となるよう、科学的知見の集積を図りつつ、検討を進める。

ものの燃焼や化学物質の環境中での分解等に伴い非意図的に生成される物質、環境への排出経路や人へのばく露経路が明らかでない物質等、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づくリスク評価ではカバーできない物質については、人の健康や環境への影響が懸念される物質群の絞り込みを行い、文献情報、モニタリング結果等を用いた初期的なリスク評価を実施する。

有害大気汚染物質のうち環境目標値が設定されていない優先取組物質については、引き続き科学的知見を充実させ、順次環境目標値の設定を

行うとともに、環境目標値設定にあたっての定量評価手法の高度化を進める。また、水質環境基準及び指針値についても、科学的知見を充実させ、必要に応じて見直しを行う。

これらの取組の実施に際しては、食品に係るリスク評価等、関連分野の取組との連携・整合の確保に留意する。

ライフサイクル全体のリスクの削減

化学物質の製造・輸入・使用については、国は、化学物質審査規制法及び農薬取締法に基づく規制を適切に行う。一般用途（工業用）の化学物質については、化学物質審査規制法に基づき、平成23年度から導入された包括的管理制度を円滑に運用するとともに、特定化学物質及び当該物質が使用された製品による環境汚染を防止するため流通過程における適切な化学物質管理を行う。

化学物質の環境への排出については、国は、化学物質排出把握管理促進法を適切に運用し、事業者による自主的な管理の改善を促進する。また、大気汚染防止法に基づく有害大気汚染物質対策並びに水質汚濁防止法に基づく排水規制及び地下水汚染対策等を引き続き適切に実施し、排出削減を図るとともに、新たな情報の収集に努め、必要に応じて更なる対策について検討する。非意図的に生成されるダイオキシン類については、これまでのリスク評価の結果を踏まえ、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策を引き続き適切に推進する。その他の非意図的生成物質や、排出経路・ばく露経路等が明らかでない物質等については、前述の初期的なリスク評価の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じる。有害物質を含む廃棄物については、国は、廃棄物処理法に基づき適正な処理を推進するとともに、有害性や環境中への残留性が懸念される物質について検討を進め、必要に応じて特別管理廃棄物への指定を行う。

過去に製造された有害化学物質や、汚染された土壌等の負の遺産については、PCB廃棄物特別措置法、土壌汚染対策法等により適正な処理等の対応を進める。

また、リスク評価の結果に基づき、ライフサイクルの各段階でのリスク管理方法について整合を確保し、必要に応じてそれらの見直しを検討する。特に、リサイクル及び廃棄段階については、循環型社会形成基本

計画を踏まえ、拡大生産者責任の徹底や製品製造段階からの環境配慮設計の更なる推進を図る。輸入製品等に含まれる有害化学物質の実態を踏まえ、有害性を有する有機フッ素化合物や臭素系難燃剤等を含有する製品の適正な取扱いや適正な廃棄物処理に向けた代替及び選別手法や必要な措置の検討を行う。

事故等により有害な物質が環境中に排出された場合には、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等により、所要の措置を講じる。

事業者による有害化学物質の使用・排出抑制やより安全な代替物質への転換等の取組を促進するため、その参考となる指針の策定、いわゆるグリーンケミストリーの促進、代替製品・技術に係る研究開発の推進、情報公開・提供による消費・投資行動の誘導等の措置により環境整備を行う。

未解明の問題への対応

予防的取組方法の考え方に立って、以下をはじめとする未解明の問題に対応する。

胎児期から小児期にかけての化学物質ばく露が子どもの健康に与える影響を解明するための調査を実施する。

化学物質の内分泌かく乱作用については、OECDの取組に積極的に参加しつつ、評価手法の確立と評価の実施を加速化して進めるとともに、必要な調査研究及び一般への情報提供を実施する。

複数の化学物質が同時に人や環境に作用する場合の複合影響や、化学物質が個体群、生態系又は生物多様性に与える影響について、国際的な動向を踏まえつつ、科学的知見の集積、機構の解明、評価方法の検討・開発等に取り組む。

近年急速に実用化が進むナノ材料については、OECD等の取組に積極的に参加しつつ、そのリスク評価手法の確立と評価の実施を進めるとともに、最新の知見を収集し、リスク管理のための枠組みの整備を検討する。

安全・安心の一層の増進

化学物質に係る安全・安心確保のための基盤として、各種の環境調査・モニタリング等を引き続き実施するとともに、化学物質の人へのばく露量のモニタリングを含め新たな手法の開発と導入を推進し、これらの結果を所要の施策に活用する。また、濃度予測モデル等の高度化及びPRTR制度により得られる排出量等のデータのばく露評価への活用を進める。

国民、事業者、行政等の関係者が環境リスクに係る理解を共有し、信頼関係を高めるため、リスクコミュニケーションを一層推進する。具体的には、国は、地方公共団体への情報・ツール等の提供等、人材育成及び環境教育を支援・推進し、また、消費者への情報提供を含め、サプライチェーンにおける化学物質含有情報の伝達のための枠組みの整備や中小企業への支援等に取り組む。

国際協力・国際協調の推進

SAICMに沿って、国際的な観点に立った化学物質管理に取り組む。国内では、関係府省が連携しつつ国内実施計画を策定・実施するとともに、国際的なSAICMの実施にも貢献する。化学物質対策に関連する国際条約を遵守し、条約に基づく国際的な活動に貢献する。また、水銀に関する条約の制定に向けた政府間交渉に積極的に貢献するとともに、交渉の進展を踏まえつつ、国内担保のため、所要の措置を講じる。OECD等の国際的な枠組みの下、評価手法の開発・国際調和、データの共有等を進める。子どもの健康への化学物質の影響の解明に係る国際協力を推進する。

アジア地域においては、化学物質による環境汚染や健康被害の防止を図るため、モニタリングネットワークや政策ダイアログ、ODA等の様々な枠組みにより、我が国の経験と技術を踏まえた積極的な情報発信、国際共同作業、技術支援等を行い、化学物質の適正管理の推進、そのための制度・手法の調和及び協力体制の構築を進める。

4．取組推進に向けた指標及び具体的な目標

包括的な化学物質対策の確立と推進に向けては、多岐にわたる視点がある

ことや、指標毎の特徴、意味合いに留意しつつ、きめ細かく総合的な観点から評価を行う必要がある。現時点で想定される主な指標は以下の通りである。

（環境中の残留状況に係る指標）

- ・環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質については、その達成率
- ・各種の環境調査・モニタリングの実施状況（調査物質数、地点数、媒体数）
- ・POPs等、長期間継続してモニタリングを実施している物質については、濃度の増減傾向の指標化を今後検討する（例：濃度が減少傾向にある物質数）

（環境への排出状況に係る指標）

- ・PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量

（リスク評価に係る指標）

- ・化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況